

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 關 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準関係）

計3枚（本紙を除く）

Vol.254

平成23年12月21日

厚 生 労 働 省 老 健 局

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3971)

FAX：03-3595-3670

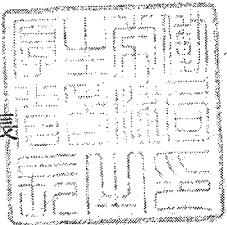


写

老発1221第1号
平成23年12月21日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚生労働省老健局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準関係）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第150号）」については、本日公布され、平成24年4月1日から施行されるところであるが、その趣旨及び主な内容のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）に係るものについては下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）の条例で定めることとされた。

また、都道府県が条例を定めるに当たっては、施設基準等に定められた事項ごとに、

- ① 厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（以下「従うべき基準」という。）
- ② 厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの（以下「標準」という。）
- ③ 厚生労働省令で定める基準を参考するもの（以下「参考すべき基準」という。）

とされているところである。

これに伴い、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」に区分する等、所要の省令改正を行う。

第2 改正の概要

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に定める基準につき、以下のとおり区分する（第15条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 軽費老人ホームに配置する職員及びその員数
- ・ 軽費老人ホームに係る居室の床面積
- ・ 軽費老人ホームの運営に関する事項であって、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 軽費老人ホームの入所定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

第3 留意事項

- (1) 「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」の区分の詳細については、別添を参照されたい。
- (2) なお、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」については、「地方分権改革推進計画について」（平成21年12月15日閣議決定）において、以下のとおり定義されているところ、十分留意されたい。
 - ・「従うべき基準」
条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
 - ・「標準」
法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
 - ・「参酌すべき基準」
地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

第4 施行期日

平成24年4月1日

地方分権一括法に基づく都道府県の条例で基準を定めることとされた基準の整理について
 (軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準関係)
 ●「従うべき基準」及び「標準」に該当するもの(それ以外の基準は「参考すべき基準」)。

●地方分権一括法における根拠法令	●対象者令名	●条項
①人員配置基準 「従うべき基準」		
社会福祉法 65条	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第5条 第39条において準用する第5条 附則第10条において準用する第5条 附則第17条において準用する第5条第1項 第6条 第39条において準用する第6条 附則第10条において準用する第6条 附則第17条において準用する第6条 第11条 第37条 附則第6条 附則第14条
②居室面積基準 「従うべき基準」		
社会福祉法 65条	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第10条第3項第1号・第4項第1号ハ・第5項第1号ハ 第36条第3項第1号・第4項第1号ハ 附則第5条第3項第1号・第4項第1号ハ 附則第13条第3項第1号・第4項第1号ハ
③人権に直結する運営基準等 「従うべき基準」		
社会福祉法 65条	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第12条第1項及び第2項 第39条において準用する第12条第1項及び第2項 附則第10条において準用する第12条第1項及び第2項 附則第17条において準用する第12条第1項及び第2項 第17条第3項・第4項 第39条において準用する第17条第3項・第4項 附則第10条において準用する第17条第3項・第4項 附則第17条において準用する第17条第3項・第4項 第29条 第39条において準用する第29条 附則第10条において準用する第29条 附則第17条において準用する第29条 第33条 第39条において準用する第33条 附則第10条において準用する第33条 附則第17条において準用する第33条
④利用定員 「標準」		
社会福祉法 65条	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第35条 附則第4条 附則第12条

○厚生労働省令第百五十号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の一部の施行及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成二十三年政令第四百七号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。
平成二十三年十二月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(児童福祉法施行規則の一部改正)
(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。
第一条 児童福祉法施行規則の一部改正
(法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準)
第十八条の二 法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の第一項に規定する医療型児童養育支援(病院又は診療所により行われるものに限る)に係る指定の申請についてはこの限りでない。
前項の規定は、法第二十一条の五の十六第一項の指定障害児通所支援事業者(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう)の指定の更新について準用する。
第二十五条の二十一の次に次の一条を加える。

(法第二十四条の九第一項において準用する法第二十二条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準)
第二十五条の二十一の二 法第二十四条の九第一項において準用する法第二十二条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。
前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設(法第二十四条の一第一項に規定する指定障害児入所施設をいう)の指定の更新について準用する。
第一条 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第一二三号)の一部を次のように改正する。
第三十六条 令第八条第一項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
二 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクリーマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾燥滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
令第八条第一項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。
第三十七条 中「第八条第一項」を「第八条第二項」に改める。
(医療法施行規則の一部改正)
第三条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。
第一条の十四第四項第一号の二中「第二十一条第一項第十一号」の下に「及び第十二号」を加え、「及び第二十一条第一項に掲げる施設」を削り、同条第五項第一号中「第二十一条第一項」の下に「及び第三号」を加え、「及び第二十一条の四第一項に掲げる施設」を削る。
第二条の二中「都道府県知事は法第七条の二第一項又は第二項の規定により病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があつた場合において、当該地域における既存の病床(当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床である場合は、診療所の病床を含む。以下同じ。)の数を算定するに当たつては」を法第七条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は」に改める。
第六条の五の次に次の二条を加える。
第六条の六 法第十八条の厚生労働省令で定める基準は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。
第七条中「医師が常時三人以上勤務する」を削り、「第十八条但書」を「第十八条ただし書」に改める。
第十六条第一項第十一号中「病院にあつては法第二十二条第一項第一号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒施設を、診療所にあつては」を削る。
第十九条第一項中「歯科医師、看護師その他の従業者」を「及び歯科医師」に改め、同項中第三号から第八号までを削り、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「取扱处方箋」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 法第二十二条第三項の厚生労働省令で定める基準(病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。
一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱处方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)

